

議案第 4 4 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

市川市立湊新田保育園

2 指定管理者となる団体

千葉県市川市田尻 5 丁目 1 5 番 9 号

社会福祉法人 東和福社会

理事長 芝田 康雄

3 指定の期間

平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

理 由

平成23年4月1日から市川市立湊新田保育園を管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。